

決算報告書の見直しに係る論点

1. 決算報告書の作成根拠と位置付け

- 決算報告書は、国立大学法人内で編成した予算に対し、決算額及び予算と決算額との差額を示すことを通じ、財務諸表とは異なる観点から、運営状況についての情報を提供する書類である。
- 国立大学法人は、国立大学法人法第 35 条により準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」とする。）第 38 条において、毎事業年度財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内にこれを文部科学大臣に提出し、承認を受けることとされているが、決算報告書は、同条第 2 項において、財務諸表の添付書類として提出が義務付けられている。また、文部科学大臣の承認の対象ではないが、同条第 3 項の定めにより、財務諸表等と共に一般の閲覧に供することが義務付けられている。
- 決算報告書は会計監査人による監査を受けることが義務付けられている。

2. 様式及び作成要領

- 決算報告書の様式及び所定の項目の計上基準は通知で定めている。
 - ✓ 平成 27 年 4 月 1 日付け通知「財務諸表に添えることとされている事業報告書及び決算報告書の様式の変更について」

3. 決算報告書の今後の在り方や方向性

- 決算報告書は、財務諸表を補完する収支情報を表示するものであるが、本検討会の委員から、現状、あまり活用されているとは言えないため、法人の財政規模等を示す、利害関係者に向けての財務情報として改めて位置づけるべきではないか等の意見が出されており、今後の決算報告書の在り方や方向性について検討することとしたい。

4. 想定される論点

①決算報告書の表示形式について

- ・ステークホルダーに対して法人の活動をわかり易くするため、決算報告書に活動別収支区分（例えば、「大学運営の部」、「外部資金の部」、「附属病院の部」など）を設けた方が良いとの意見もあるが、一方で現状の決算報告書は、各法人が定めた予算における項目の立て方に連動する旨が定められている。
- ・活動別収支区分を設けた場合、法人の活動がわかり易く表示される一方、例えば、附属病院の活動にも運営費交付金が充てられていることや、診療経費以外の支出なども存在しており、表示が複雑になる部分もあるのでないか。

②決算報告書の計上基準について

- ・様式に指定がない項目について、法人ごとに計上基準が異なる項目があるが、統一化を図るべきか。また、統一化を図ることにより、法人の予算管理に影響が生じないか。（事前に各大学に確認を行うべきでないか。）

<法人ごとに計上基準が異なると想定される主な項目>

- ・運営費交付金 ⇒ 前期の繰越額を当期の収入に含めるかどうか。
- ・引当金（退職給付、賞与等） ⇒ 支出予算を計上するかどうか。
- ・科研費の間接経費収入 ⇒ 雑収入、産学連携等研究収入のどちらに含めるか。

③科学研究費補助金など個人補助金の直接経費の取扱い

- ・大学の財政規模を示すため、決算報告書に計上した方が良いとの意見もあるが、損益計算書においては、注記に記載することとして整理している。損益計算書と決算報告書で取扱いが異なることに、概念上問題がないか。

5. 独立行政法人の状況

- 「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成29年9月1日）」において、「予算と決算との対比」の項目で、以下の整理がなされている。

BC2. 44

国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施するという独立行政法人の特性を踏まえ、財務情報の透明性や説明責任の観点から、独立行政法人では予算と決算との対比が独立行政法人に共通して必要なものと整理した。

予算と決算との差額には、独立行政法人が効率的に業務運営した結果生じたものや、アウトプット自体の見直し等の要因により生じたものが含まれる。

なお、目標期間における予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画を中期計画等に添付することや、決算報告書の作成が法令上求められている現状を踏まえると、予算と決算との対比にあたっては、中期計画等に添付される予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画と対比できるように決算額を集計することが有用となる。